

# 保育施設入所のご案内

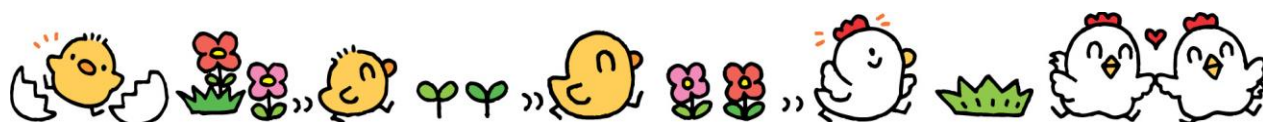
## 《令和7年度入所》



富津市役所 保育課

# もくじ

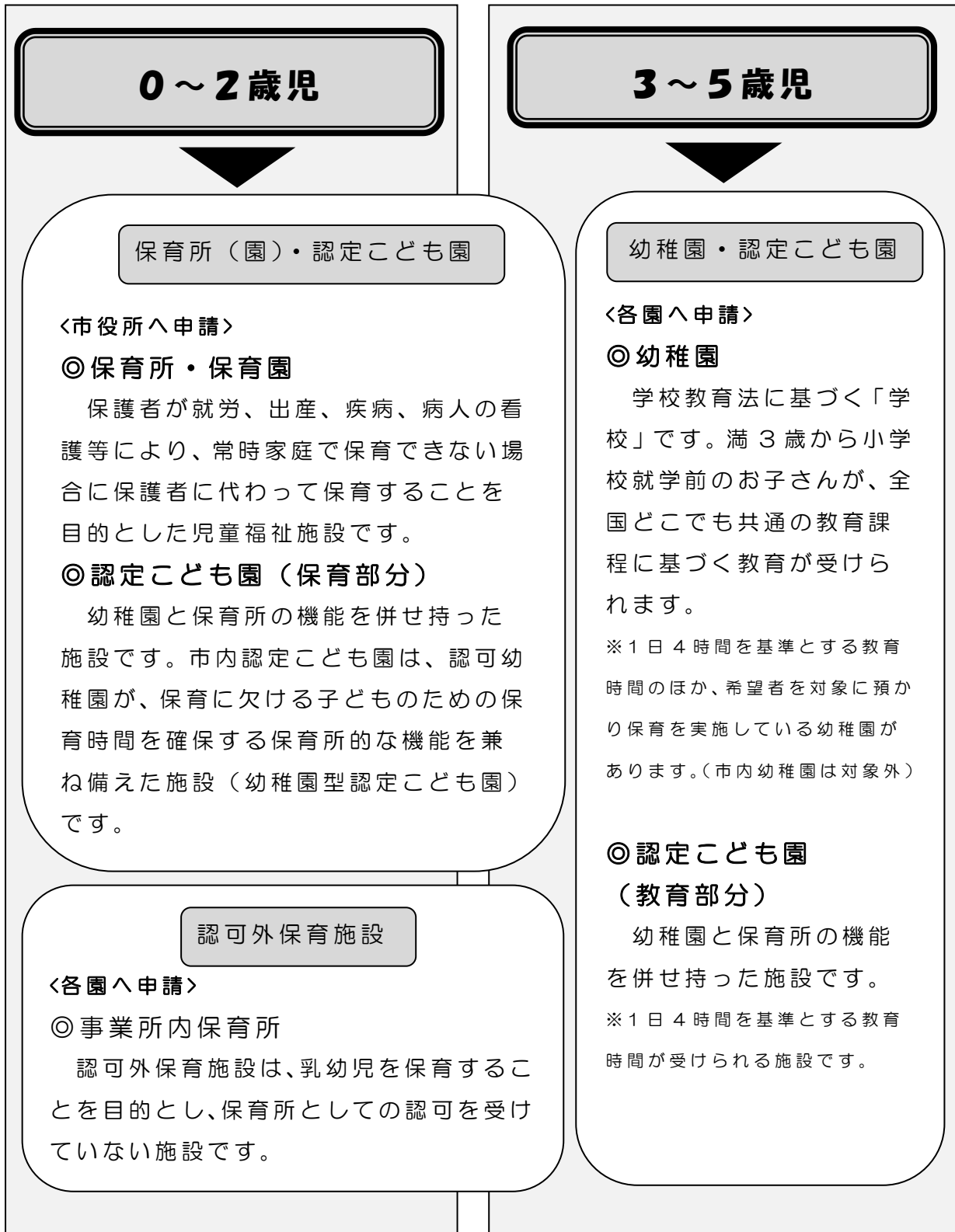
保育所（園）、認定こども園、幼稚園ってどう違うの？	1
市内保育所（園）・認定こども園一覧表	2
富津市保育所（園）・幼稚園・認定こども園マップ	3
1 保育施設の利用について	4
公立保育所の延長保育料について	6
2 入所申込みの手順	8
3 入所申込みに必要なもの	9
4 利用承諾後の取下げについて	9
5 保育料について	10
6 保育料の支払いについて	12
7 副食費について	13
8 現況届について	14
9 入所後の各種届出について	14



## 保育所（園）、認定こども園、幼稚園ってどう違うの？

◎お子さんを預ける施設は保育所（園）、認定こども園、幼稚園などさまざまな施設があります。

～富津市の場合～



では、どんな保育施設があるのでしょうか？（次ページへ→）

◆ 市内保育所（園）・認定こども園一覧表 ◆

令和7年4月1日予定

施設名	公私 定員 (予定)	所在地 電話番号	開園時間	特別保育の内容					
				乳 児	延 長	障 がい 児	一 時 預 かり	休 日	病 後 児
飯野保育所	公立 100	下飯野 332-6 87-0765	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○		○	○		
吉野保育所	公立 50	絹 656-2 65-2143	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
佐貫保育所	公立 40	佐貫 143-2 66-0392	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
中央保育所	公立 80	数馬 579 67-0279	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	○	○	○	○		
竹岡保育所	公立 40	竹岡 403-1 67-8504	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
金谷保育所	公立 40	金谷 2221-1 69-2353	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
峰上保育所	公立 60	上後 305 68-0080	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
富津保育園	私立 120	富津 396-34 87-2104	平日 7:00~20:00 土・休日※2 8:00~18:00	○	○	○	○	○	○
大貫保育園	私立 60	岩瀬 1112-7 65-0059	平日 6:30~20:00 土曜 7:00~20:00 日・休日※2 7:00~18:00	○ *	○	○	○	○	○
和光保育園	私立 90	小久保 2209 65-2772	平日・土曜 7:00~19:00	○	○	○			
青堀保育園	私立 90	青木 2-14-6 87-0142	平日・土曜 7:00~20:00	○	○	○			
認定こども園 みなと幼稚園	私立 44※1	湊 404-1 67-2525	平日・土曜 7:30~18:30			○	○		
認定こども園 明澄幼稚園	私立 79※1	大堀 1618 87-0808	平日 7:30~18:30			○			

※1 認定こども園みなと幼稚園、明澄幼稚園の定員は、保育認定の定員。※2 休日とは、祝日、振替休日。

《 特別保育の内容 》

○乳 児 保 育…産後8週間の産休明けから保育を受け入れています。

\*大貫保育園は生後30日を過ぎた日の翌月1日から入園可。

○延 長 保 育…11時間を超える保育を実施しています。(保育標準時間認定の方)

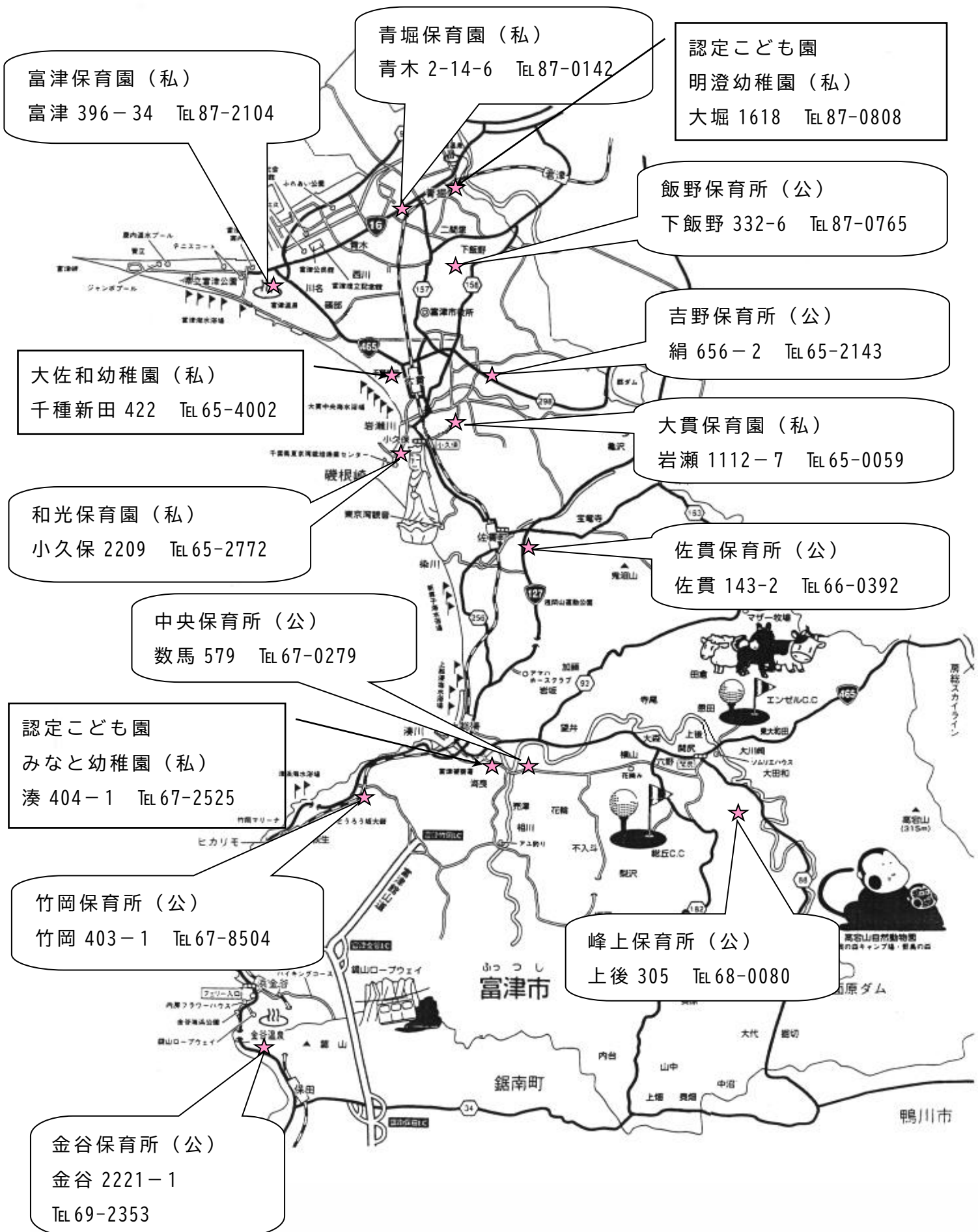
○障 がい 児 保 育…可能な限り、障がい児の保育を受け入れています。

○一 時 預 かり…育児中のリフレッシュ、冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に必要な  
となった場合や、一定期間パートに就いたりする場合などに利用でき  
ます。

○病 後 児 保 育…病気や外傷の回復期にあり、安静に過ごす必要があるが、仕事等で  
家庭で保育できない場合に一時的にお預かりします。

※詳細内容については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

《富津市保育所（園）・認定こども園・幼稚園マップ》 令和7年4月1日予定



## 1 保育施設の利用について



保育所（公立保育所・私立保育園）、認定こども園での保育を利用するためには、保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当していることを市に申請し、教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定こども園における教育標準時間の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由の必要はありませんが、市に申請し、認定を受ける必要があります。

### <保育を必要とする事由>

事由	保護者の状況
①就労（自営含む）	月48時間以上（1日4時間以上かつ月12日以上）の労働に常態的に従事していること
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと
③疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
④親族の介護・看護	親族を常時介護または看護していること
⑤災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育できない場合
⑥求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
⑦就学・訓練	就学中の場合
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
⑨育児休業	育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（「育児休業」を事由にその該当者の新規の申し込みはできません）
⑩その他	出産後8週間経過後においても引き続き保育が必要と認めるとき その他上記に類する状態として富津市長が認める場合

### ※入所審査について

受入可能人数を超過して入所希望があった場合、保育を必要とする事由によって点数を付し、点数の高い順（優先順位の高い順）に受入を行います。

（点数については富津市ホームページの「例規集」から「富津市保育の利用に関する規則」を検索し、規則内の別表第1「富津市保育所等利用基準」、別表第2「富津市保育所等利用調整基準」をご参照ください。）

## <教育・保育給付認定について>

### ○認定区分

保育の 必要性 年 齢	あり (保育認定)	なし (教育標準時間認定)
3歳以上	2号 保育所・認定こども園	1号 認定こども園
3歳未満	3号 保育所・認定こども園	

※3号認定から2号認定になる際は、改めて認定の申請をする必要はありません。

### ○保育必要量

保育を必要とする事由や家庭の状況等により保育必要量の認定を行います。  
各施設で定めた通常保育時間内であれば「保育短時間」、  
それ以外の時間が必要であれば「保育標準時間」となります。

#### 「保育短時間」

→パートタイム労働を想定した利用時間（最大8時間）

公立保育所の場合、午前8時30分から午後4時30分の間の利用になります。

#### 「保育標準時間」

→フルタイム労働を想定した利用時間（最大11時間）

公立保育所の場合、午前7時30分から午後6時30分の間の利用になります。

※私立保育園の保育時間の設定については、各園により異なりますのでお問い合わせください。



## ○公立保育所の延長保育料について

保育標準時間の場合は 11 時間を、保育短時間の場合は 8 時間を超えて利用する場合は、次のとおり延長保育料をご負担いただきます。

### 1 延長保育の実施日時

	7:30	8:30	12:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間	平日	時間外保育	基本保育時間		時間外保育	延長保育(※1)
	土曜日	時間外保育	基本保育時間	延長保育(※2)		
保育短時間	平日	延長保育	基本保育時間		延長保育	延長保育(※1)
	土曜日	延長保育	基本保育時間	延長保育(※2)		

※1 中央保育所のみ実施。

※2 飯野、中央保育所のみ実施。他の保育所のお子さんが利用する場合は、朝から飯野又は中央保育所に登所していただきます。

### 2 延長保育料

区分	曜日	児童1人当たりの延長保育料(月額)
3歳未満児	平日	30分につき600円
	土曜日	1時間につき250円
3歳以上児	平日	30分につき250円
	土曜日	1時間につき100円



◎時間外保育、延長保育を利用するときは、利用しようとする日の 10 日前までに「時間外・延長保育申込書」の提出が必要になります。

申込書等は、保育所に用意してあります。

支払いについては、保育料と同様、口座振替もしくは納付書のお支払いになります。

※令和6年度から土曜保育については、原則として、飯野保育所または中央保育所での共同保育となります。

※土曜保育を希望される場合は、必ず事前に保育所に申出ください。

保育士の配置等、体制を整える必要があるため、ご協力をお願いいたします。

※私立保育園、認定こども園は、園により異なりますので、各園にお問い合わせください。



<教育・保育給付認定の有効期間等について>

保育を必要とする事由により、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量が異なります。保育必要量については、原則以下の表のとおりです。認定変更を希望する場合はご相談ください。

事由	保育認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)	保育必要量の 認定区分
①就労（自営含む）	お子さんの小学校就学前まで ※契約社員等は雇用期間終了月まで	就労時間に準ずる
②妊娠・出産	出産予定月のおおむね2か月前から出産後8週間が経過する日の翌日の属する月末まで	保育標準時間 ※保育標準時間が不要なら保育短時間也可
③疾病・障がい	事由に該当する期間まで	保育標準時間 ※保育標準時間が不要なら保育短時間也可
④親族の介護・看護		
⑤災害復旧		
⑧虐待・DV		
⑥求職活動	原則3か月以内（必要と認めた場合は最長6か月まで）	保育短時間
⑦就学・訓練	保護者の卒業（修了）予定日が属する月末まで	就学時間等に準ずる
⑨育児休業	育児休業期間終了月まで	保育短時間
⑩その他	・出産後8週間経過後継続して保育を希望する場合 →出産したお子さんの1歳の誕生日まで ※その他、保育が必要な場合はご相談ください。	保育短時間

※認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了し、保育所等に入所の児童については保育の利用を解除（退所）となります。

※認定内容に変更が生じるときは、教育・保育給付認定変更申請が必要です。

## 2 入所申込みの手順



公私立ともに申込み方法、入所手続きの流れは同じです。

### (1) 見学に行く

事前に保育所（園）へ連絡し、入所を希望するお子さんと一緒に見学に行ってください。

### (2) 申込書類をもらう

ご家庭の状況を確認させていただき、状況に応じた書類を市内各保育所（園）、認定こども園及び市役所保育課でお渡しします。※市ホームページからダウンロードもできます。

保育を必要とする事由によって、職場などで証明書等を発行してもらう必要があります。申込期限までに提出できるよう、お早めに職場等へ依頼してください。

### (3) 申込みをする

- 受付期間 11月1日（金）から 12月6日（金）まで

※市外の保育所等を希望する場合は、市区町村によって提出期限が違いますので、お早めにご相談ください。

- 受付場所 市役所保育課、市内各保育所（園）及び認定こども園

※明澄幼稚園の保育認定希望者は、「願書」は幼稚園、「申請書等」は市役所保育課へ提出してください。

※令和6年度入所受付からマイナポータルを通じてオンラインで手続きができるようになりました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

### (4) 認定・入所審査の結果を郵送にてお知らせ（2月下旬頃）

- 認定証（教育・保育給付認定）

提出書類から保育の必要性を確認し、認定区分に応じた認定証を送付します。

※入所を決定するものではありません。

- 保育所利用承諾書 または 保育所利用保留通知書

入所審査の結果を通知します。

定員超過等により保育所利用が保留となった場合、自動的に翌月以降も入所審査が行われます。保育所利用が可能となった際に、その旨ご連絡いたします。

翌月以降の入所審査を希望しない場合は、取下願を提出してください。

※保育料決定通知書は4月上旬頃、各保育施設を通じて通知を予定しています。

### 3 入所申込みに必要なもの

- ・教育・保育給付認定申請書
- ・児童票 及び 調査票
- ・世帯全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・児童の母子健康手帳の写し（直近の健康診査のページ）

※その他要経過観察等、何か特別な記載事項があった場合はそのページの写しも要

- ・保育施設入所申請の確認書

<事由により必要な書類>

認定事由	添付書類
①就労（自営含む）	就労証明書（事業主の証明が必要です。）
②妊娠・出産	申立書・母子健康手帳の写しまたは診断書
③疾病・障がい	申立書・障害者手帳等の写しまたは診断書
④親族の介護・看護	申立書・要介護認定結果通知書の写しまたは診断書
⑤災害復旧	申立書・り災証明書の写し
⑥求職活動	申立書・ハローワークカードの写し
⑦就学・訓練	申立書・在学証明書・受講カリキュラム等の写し
⑧虐待・DV	申立書・保護命令の写しなど
⑨育児休業	申立書・育休期間が記載された就労証明書
⑩その他	申立書・事実を証する書類

<その他の書類>

対象者	提出書類
アレルギーのある方	様式1 食物アレルギーに関する調査票
兄弟姉妹が幼稚園に在園または障害児施設等に在所している場合	在園（所）証明書
同一世帯に障害者手帳等所持者がいる場合（同居している場合のみ）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し

※その他、ご家庭の状況により書類の提出をお願いすることがあります。

### 4 利用承諾後の取下げについて

入所を取り下げる場合は、お早めに市役所保育課または各保育所（園）、認定こども園へご連絡ください。

## 5 保育料について

### ○算定基準

保護者の市民税額、子どもの年齢、保育の必要量に応じて、保育料（月額）を決定します。父母ともに年収が103万円未満であり祖父母と同居している場合は、祖父母どちらか市民税額の多い方を合算し保育料を決定します。

前期（4～8月分）の保育料は前年度の市民税額を基に、後期（9～3月分）の保育料は現年度の市民税額を基に決定します。

※保育所（園）・認定こども園が独自に設定する講師料等の教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料や絵本代、バス代等の実費負担がかかる場合もありますので、ご利用を希望する施設へご確認ください。

### 〈年齢区分〉

令和7年4月1日時点の年齢で算定します。年度途中で誕生日を迎えた場合であっても令和7年度中の保育料の算定区分は変わりません。

例) R4.4.1 生まれ → 3歳児      R4.4.2 生まれ → 2歳児

### ○多子軽減

- ・第3子以降は、兄、姉の年齢にかかわらず無料となります。

世帯が別になっている兄弟姉妹がいる場合、申し出が必要です。

市基準（11ページ参照）の該当となるか、確認の為、戸籍謄本などのご提出を求められる場合があります。

- ・小学校就学前までの範囲に幼稚園や保育所、認定こども園などを兄弟姉妹で利用する子どもが2人以上いる場合、そのうち最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子は全額となりますが、第2子は半額となります。

※世帯の市民税所得割額が57,700円未満である場合に、多子軽減の年齢制限を撤廃してカウントし、第2子は半額となります。

※市民税非課税世帯（要保護等世帯にあっては、市民税所得割額が77,101円未満）について、第2子は年齢にかかわらず無料となります。

### ○要保護者等の属する世帯

次の世帯が該当となります。

- ・配偶者のいない方で子どもを扶養しており、同居の親族がいない世帯
- ・身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者や、特別児童扶養手当の支給対象となる子どもがいる世帯

### ○みなし寡婦（夫）について

- ・令和3年度（令和2年度分）の税制改正において、未婚のひとり親についても税法上の控除が適用されることになりました。これに伴い、保育料算定における「寡婦（夫）控除のみなし適用」は令和3年8月分の保育料をもって終了いたします。今後は、年末調整や確定申告等で税法上の控除を受けていただきますようお願いいたします。

○保育認定（3号）保育料表

令和6年10月1日現在

保育料表の上段は保育標準時間、下段の（）内は保育短時間の保育料です。

階 層 区 分			3号認定	
			3歳未満児	
第1	生活保護世帯		0	
第2	市民税	要保護世帯	0	
第3	非課税世帯	上記以外	0	
第4	市民税 均等割課税 世帯	要保護等世帯	7,500 (7,400)	
第5		上記以外	16,500 (16,300)	
第6	市民税 所得割 課税額	48,600円 未満	要保護 等世帯	7,500 (7,400)
第7			上記 以外	18,000 (17,700)
第8		77,101円 未満	要保護 等世帯	7,500 (7,400)
			上記 以外	28,500 (28,100)
第9		97,000円未満		28,500 (28,100)
第10		169,000円未満		40,000 (39,400)
第11		301,000円未満		51,000 (50,200)
第12		301,000円以上		67,000 (66,000)

## 6 保育料の支払いについて

3歳未満児（3号認定）の保育料は、口座振替または納付書による支払いとなります。  
※毎月1日に在籍していれば、登所した日数や時間にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。

### ○口座振替

#### 〈申込方法〉

口座振替希望の方は、富津市内の取扱金融機関、各保育施設及び市役所保育課で配付している「富津市保育所（園）保育料等口座振替依頼書兼解約届・自動払込利用申込書（3枚複写）」に必要事項を記入の上、預貯金通帳と印鑑（届出印）を持参して、口座振替を希望する預貯金口座のある金融機関窓口へお申込みください。兄弟姉妹で入所している場合、それぞれのお子さまの申込みが必要です。

#### 〈口座振替の開始〉

原則として、金融機関に申し込まれた日の約2か月後から口座振替が開始されますので、口座振替の開始までは納付書でお支払いください。

開始月は、口座振替開始通知書でお知らせします。

#### 〈口座振替日〉

振替日は各月末日です（12月は28日）。末日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

#### 〈取扱金融機関〉

※ゆうちょ銀行でのお取扱いはできません。

- |                                  |         |            |       |
|----------------------------------|---------|------------|-------|
| ●千葉銀行                            | ●三井住友銀行 | ●君津市農業協同組合 |       |
| ●みずほ銀行                           | ●中央労働金庫 | ●三菱UFJ銀行   |       |
| ●千葉興業銀行                          | ●千葉信用金庫 | ●君津信用組合    | ●京葉銀行 |
| ●東日本信用漁業協同組合連合会（千葉県内の本店及び営業店に限る） |         |            |       |

### ○納付書

口座振替の手続きをしない方は、毎月15日頃に入所保育所（園）を通して納付書を配付します。

納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、市役所保育課で納付してください。

納付期限は毎月末日（12月は28日）となっていますので、期限までに必ず納付してください。期限を過ぎても納付がない場合、督促状が発行されます。

3か月以上未納になると、保育の利用を解除（退所）しなければならないこともあります。

※認定こども園の保育料については、各園で徴収します。

児童手当を受給されている方へ・・・

児童の健やかな成長に必要な費用である保育料を滞納した場合、児童手当の支払方法が変更されることがありますので、納付期限内に納めていただきますようお願いいたします。

## 7 副食費について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳以上の児童の保育料は無償となりましたが、副食費（おかず、おやつ）は保護者負担です。

副食費の金額については保育施設により異なります。※公立保育所は 4,500 円（予定）  
3 歳未満児の副食費については保育料に含まれます。

※年齢は令和 7 年 4 月 1 日時点で算定します。

※私立保育園・認定こども園の主食費・副食費は、各園で徴収します。

※公立保育所の副食費は、以下のとおり口座振替または納付書による支払いとなります。

### ・口座振替

〈取扱金融機関〉

※ゆうちょ銀行でのお取扱いはできません。

- |                                  |         |            |         |
|----------------------------------|---------|------------|---------|
| ●千葉銀行                            | ●三井住友銀行 | ●君津市農業協同組合 | ●中央労働金庫 |
| ●千葉興業銀行                          | ●千葉信用金庫 | ●君津信用組合    | ●京葉銀行   |
| ●東日本信用漁業協同組合連合会（千葉県内の本店及び営業店に限る） |         |            |         |

### ・納付書

口座振替の手続きをしない方は、保育料と同様の納付方法となり、毎月 15 日頃に入所保育所を通して納付書を配付します。

※公立保育所は主食（ごはん）の持参をお願いしています。

## ○副食費の免除

世帯の収入金額が 360 万円未満相当世帯の副食費は免除となります。

世帯の収入金額 360 万円未満相当とは、市民税の課税額の合計が 57,700 円未満の世帯となります。

また、国基準の第 3 子（下記参照）の副食費も無料となります。

富津市基準の第 3 子（下記参照）については、公立保育所は無料で、私立保育園・認定こども園は申請により 4,800 円まで補助を行います。

### 第 3 子について

- ・国基準…小学校就学前までの範囲に幼稚園や保育所（園）、認定こども園などを兄弟姉妹で同時に利用する場合、最長年から第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントする。この時、第 3 子以降の子ども（同一施設でなくとも可）。
- ・市基準…国基準に該当しない子どもであり、世帯の収入や上の子の年齢に関わらず第 3 子以降の子ども。

## 8 現況届について



保育所（園）、認定こども園に入所後、家庭の状況や次年度継続入所の希望を確認するため、毎年11月頃に現況届及び就労証明書等を提出していただきます。

提出については、保育所（園）、認定こども園を通してご案内いたします。

## 9 入所後の各種届出について

次の場合は速やかに届出をしてください。

書類は各保育所（園）、認定こども園及び市役所保育課で配付しています。

- 勤務先が変わったとき . . . . . 教育・保育給付認定変更申請書及び就労（内定）証明書
- 退職や解雇により求職状態になったとき . . . 教育・保育給付認定変更申請書及び申立書
- 住所・保護者または児童の氏の変更 . . . . . 認定申請内容変更届
- 家族構成の変更 . . . . . 教育・保育給付認定申請内容変更届
- 市外へ転出または退所するとき . . . . . 退所届
- 転居や勤務先変更により保育所を変わりたいとき . . . 保育所入所変更申込書

### 〈市外へ転出したとき〉

富津市の保育認定期間は、転出した月の末日までとなります。

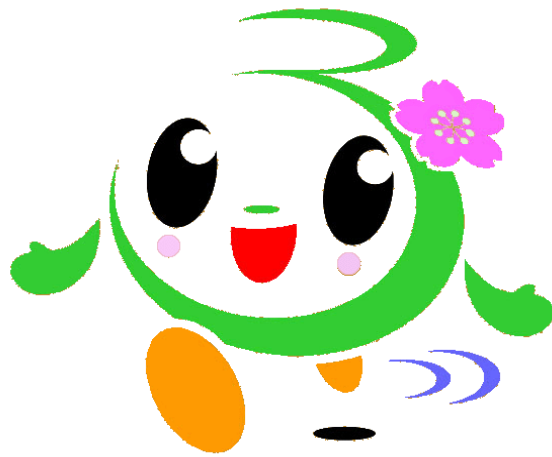
転出後も引き続き、富津市内の保育所への継続入所を希望する場合は、転出先市町村へ申込みが必要になります。

転出手続きの際には、転出先市町村で必要な書類等をご案内させていただきますので、市役所保育課にお越しください。









富津市役所  
保育課 保育係  
0439-80-1312